

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年7月17日開催 全国地方銀行協会／

令和6年7月18日開催 第二地方銀行協会]

1. 国内外の金融経済情勢の動向を踏まえた対応について

- 日本経済や金融を取り巻く環境は足元で変化しており、3月には、日本銀行による金融政策の枠組みの見直しにより、17年ぶりの利上げが行われた。これを受け、多くの金融機関では預金金利の引上げを決定したと承知している。さらに、4月以降も、長期金利の上昇が見受けられるなど、今後とも市場動向を十分に注視していく必要がある。
- 金利変動は顧客にも様々な影響を及ぼし得る。こうした状況下では、貸出金利に係る協議に際しては、顧客企業に十分に説明を行うことはもとより、個々の借り手の状況を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行っていただきたい。
- 金融庁としても、金融政策や各金融機関の動向と、それによる中小企業や住宅ローンの利用者等への影響について、引き続き注視していく。

2. 金融仲介機能の発揮について

- コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、4月には民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えた中、コロナ禍から続く資金繰り支援については、7月以降、コロナ前の水準に戻し、経営改善・事業再生支援に重点を置いた支援とするなど、現在大きな転換点を迎えている。
- 各金融機関においては、事業者が抱える課題解決に向け、コンサルティング機能を遺憾なく発揮し、経営改善・事業再生支援に取り組んでいただくよう、お願いしたい。
- また、第213回通常国会において、企業価値担保権の創設等を盛り込んだ「事業性融資の推進等に関する法律」が成立した。これまでのご協力について、改めて厚く御礼を申し上げる。
- 企業価値担保権が選択肢の一つとして活用されるために、与信判断に当たっての審査や会計上の取扱い等の実務上の論点について、今後、

施行までの間に、各金融機関とも丁寧に相談していく。

- 金融庁としては、各金融機関とのコミュニケーションを密にして、事業の将来性を踏まえた融資や経営支援を行いやすくなるよう環境整備を進めていくため、各金融機関においても、個別にお悩み等があれば、金融庁まで気兼ねなくご相談、ご直言いただきたい。

3. 顧客本位の業務運営のあり方と金融経済教育の充実について

- 家計が安心して金融商品を購入できる環境を整備する観点から、令和5年の金融商品取引法等の一部改正により、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することが義務化された。現在、法施行に向けて準備を進めているところ。
- 各金融機関におかれては、改めて、単に顧客の表面的なニーズへの対応をもって「顧客本位」とであると解することなく、顧客一人ひとりの知識・経験等に照らしてふさわしい金融商品を、顧客が理解できるようわかりやすく説明し販売できているか、といった基本に立ち返り、「顧客本位の業務運営」を更に進展させるべく取り組んでいただくことを期待している。
- また、顧客本位の良質なサービスの提供を確保するためには、金融機関における取組とともに、国民の金融リテラシーを高め、金融商品の適切な選択等を促していくことも重要である。
- こうした観点から、4月に設立した金融経済教育推進機構（J（じえい）-F L E C（ふれっく））を中心に、中立的な立場から、金融経済教育を受ける機会を国民に提供していくが、地域を含めて国全体に広げていくためには、地域金融機関との連携が不可欠である。J-F L E Cでは、営利活動への協力とならない範囲で、個別金融機関とのイベント共催や、個別金融機関が主催するイベントへの登壇など、各金融機関とのタイアップを進めていくので、是非J-F L E Cにお声がけいただきたい。

4. 地域銀行によるM&A仲介・支援について

- 地域銀行等が、事業者に対するコンサルティング機能を更に発揮する一環として、企業の成長や円滑な事業承継等の手段として重要性が増しているM&Aの支援に、より積極的に取り組むことへの期待が高まっている。

- こうした背景のもと、金融庁では、6月に閣議決定された骨太方針等も踏まえ、地域銀行等において、
 - ① 顧客企業へのM&A支援に積極的に取り組むことや、そのための業務運営体制の整備を図ることを促すとともに、
 - ② M&A等を把握した際には、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等の説明を事業者に行うよう求める観点から、監督指針を改正することとし、6月27日、その案を公表した。
- 今後、パブリックコメントを経て最終化するが、各地域銀行においては、今回の改正内容も踏まえ、M&A支援を含む最適なソリューションの提案を行うなど、積極的な取組みを期待している。

5. 「経営者保証改革プログラム」の実行推進について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、6月末に令和5年度の実績を公表したところだが、無保証融資割合については全業態平均では47.5%と、令和4年度の33.9%を大きく上回る結果となった。
- 地域銀行の全体平均でも、55.6%と、令和4年度の40.1%を上回る結果となっており、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組が進んでいるものと考えている。また、実績の公表に合わせて、『「経営者保証改革プログラム」を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集』についても公表しているため、こちらも参考にしつつ、引き続き取り組んでいただくよう、お願いしたい。
- なお、4月の意見交換会において、令和5年3月以前に締結した根保証契約のうち、保証の必要性等の説明対応が未了、又は対応していない金融機関においては、早急に対応していただくよう、お願いをした。
- 金融庁としても、現状を把握すべく、3月時点における「令和5年3月以前に締結した根保証契約」に係る説明状況を調査したところ、一部の金融機関において「説明を未実施の先が過半ある」「説明の実施状況を把握していない」といった回答が見受けられた。
- こうした実情も踏まえ、「令和5年3月以前に締結した根保証契約」について、保証契約の必要性を事業者に説明・記録いただく内容を改正監督指針案に盛り込み、6月末にパブリックコメントを開始したところである。

- 説明対応が未了となっている金融機関においては、監督指針改正案の趣旨も踏まえて、令和7年3月末までには対応していただきたい。

6. 「地域銀行による顧客の課題解決支援の現状と課題」の公表について

- 地域銀行においては、コンサルティング機能の発揮を通じて顧客の経営課題の解決を支援し、地域の経済成長及び地域企業の生産性向上につなげていくことが期待されている。
- 今般、地域銀行による顧客企業の課題解決支援の取組みを後押しするため、金融仲介を取り巻く環境変化が地域銀行に与えた影響を分析し、企業のライフサイクルごとの支援（創業支援、本業支援、経営改善・事業再生支援）の現状と課題を整理したものを、「地域銀行による顧客の課題解決支援の現状と課題」として、6月28日に公表した。
- 本レポートにおいては、
 - ・ 地域銀行は、顧客の課題の多様化にあわせて支援メニューを拡充してきた一方、厳しい経営環境や人的リソースの制約等を背景として、企業のライフサイクルに応じた支援（創業支援、本業支援、経営改善・事業再生支援）それぞれに課題があること
 - ・ 顧客の課題解決に向けた付加価値の高い支援を提供し、地域銀行自身の収益基盤を強化するためには、中長期的な視点で注力する分野を見極め、適切な人的リソースの配分や必要な態勢整備を行うことが重要であることなどを示している。
- 本レポートも参照いただきながら、顧客支援態勢の充実にむけた一層の創意工夫を進めていただきたい。

7. 「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」の公表について

- 金融庁・財務局等の金融仲介機能の発揮に向けた令和5事務年度の取組みを「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめ、6月28日に公表した。
- 今般のレポートでは、令和5年8月に公表した金融行政方針において重要課題の一つと位置づけている「事業者支援の一層の推進」に向けた関連施策を中心に取りまとめている。

- 具体的には、
 - ・ 経営改善支援に着手する際のポイントを業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」に関する事業や「AI 技術を活用した経営改善支援の効率化の研究」など、地域金融機関の支援能力の向上を後押しする取組み
 - ・ 地域金融機関による人材マッチングを促進する施策として、「地域企業経営人材マッチング促進事業」など、多様な支援ニーズへの対応の観点から進めた取組み
- 等について紹介している。
- 本レポートも参考としていただきながら、引き続き、金融仲介機能の発揮や事業者支援の一層の推進に向けた取組みを進めていただきたい。

8. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 各地域金融機関においては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。
- レビキャリアの足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が累計 3,159 人、求人件数は累計 2,064 件、マッチング件数については、累計 97 件となっており、皆様にご尽力いただいたおかげで求人件数が 2,000 件を超えた。
- 6月24日に開催した「REVICareer 事例共有会」については、事例の発表をいただいた皆様、及びご参加いただいた皆様に感謝。事例共有会で得た知見を人材マッチングの取組みの参考としていただくとともに、地域企業の人材ニーズに応えるべく、引き続きレビキャリアの積極的なご活用をお願いしたい。
- 6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」においても、地域企業経営人材マッチング促進事業を通じたマッチングの推進について言及があり、金融庁として、引き続き各地域金融機関の人材マッチングの取組みをしっかりと後押ししていく。

9. 7月9日から的大雨災害等に対する金融上の措置について

- 7月9日から的大雨災害等により、被災された皆様に対して、心よ

りお見舞い申し上げます。

- 係る大雨災害等に対し、島根県に災害救助法が適用されたことを受け、7月11日、中国財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を島根県内の関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

10. 自然災害ガイドラインの積極的な周知広報について

- 自然災害により被災された個人に対する二重ローン対策においては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が重要である。
- 令和6年能登半島地震についても発災から半年が経ち、1月から6月末までの登録支援専門家への委嘱件数は132件と承知しているが、引き続きの活用促進が重要である。
- 能登半島地震を含め、自然災害により住宅ローン等の返済に不安を抱える被災者に対しては、各金融機関から積極的に同ガイドラインの周知広報に努めていただきたい。例えば、
 - ・ 住宅ローン等の返済の一時停止や条件変更等の申出があった場合、
 - ・ 既往債務がある被災者から追加の住宅ローン等の申込みがあった場合などには、同ガイドラインの案内をお願いしたい。

11. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用実績について

- 7月5日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の令和5年度活用実績を公表した。
- 本ガイドラインを活用した令和5年度の事業再生・弁済計画の成立件数は133件と、令和4年度の28件を大きく上回る結果となった。また、令和4年度からの累計では、37都道府県の活用実績が報告され、地域的な広がりも見られているほか、半数近くの銀行が、本ガイドラインを活用したと聞いている。
- 金融機関においては、引き続き、本ガイドラインの活用を含む事業

再生支援に積極的に取り組んでいただきたい。

12. 「企業アンケート調査」の結果の公表について

- 金融庁では、平成 27 事務年度以降、地域金融機関をメインバンクとする企業等へのアンケート調査（「企業アンケート調査」）を通じて、地域金融機関の金融仲介の取組みに対する取引先企業の評価等を確認しており、1月に実施したアンケート調査の結果を6月28日に公表した。
- 主な内容として、
 - ・ メインバンクの金融仲介プロセスに対する評価、金融機関の本業支援サービスに対する評価
 - ・ 経営人材の採用状況、経営者保証の現状、事業再生支援の現状等について記載している。
- 本アンケートの結果も参考にさせていただきながら、引き続き、顧客ニーズに沿った対応を行っていただきたい。

13. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮について

- 銀行が、質の高い金融仲介機能を持続的に発揮していくことと、中長期的に健全性を維持することは、表裏一体の関係にあると考えている。金融庁のモニタリング部門としては、各行において、適切な信用リスク・市場リスク管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営、サイバーセキュリティ対策など取り組んでいくことが重要と考えており、そうした点についてしっかりとモニタリングしていく。
- 一方、我が国の金融政策は転換点を迎え、今後は、これまでとは異なるリスクへの対応が求められる。金融庁としても、金融システムの安定が保たれるよう金融システム全体や各業態に共通する課題について、カテゴリー別に業態横断的モニタリングを展開していく。具体的には、
 - ・ 信用リスク管理に関しては、大口与信管理や国内外不動産融資、国内LBO等を含めた、融資の審査・管理態勢の機能発揮状況等について確認していく。
 - ・ なお、信用リスクを特定・評価するプロセスの実効性を検証する

際には、必要に応じて、個別債務者の実態把握の状況等を確認する。

- ・ 市場リスク管理に関しては、足元の円金利上昇を踏まえ、タイムリーな市場運用動向の把握等に加えて、貸出金・預金も含めた資産・負債一体での金利リスク管理やストレス時の対応について確認していく。流動性リスクについても、特に外貨流動性リスク管理を中心に、日本銀行とも連携し、その高度化への取組みを確認する。
 - ・ さらに、内部監査を含めたグループ（・グローバル）ベースのガバナンスについて確認していく。
- また、金融庁は、モニタリング等で得られた情報を整理し、各行のリスク管理の高度化に資する情報発信に、これまで以上に努める。

14. 外部委託先のサイバーセキュリティリスク管理について

- 金融機関が一部業務を委託している先のサーバー等がランサムウェアに感染し、結果として、金融機関の顧客情報が当該委託先から漏えいする事案が発生。
- 当該先への業務委託元金融機関は委託顧客情報を検証し、漏えいがあった場合には、個人情報保護法に基づき適切な対応が必要。
- 金融庁では、今回の事例を踏まえて、金融機関の委託先管理の在り方について検討する方針。

15. 金融犯罪対策について

- 6月、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、フィッシングによる被害の拡大を背景として、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定された。
- これを受け、7月より従来のマネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室を改組する形で、新たに「金融犯罪対策室」を設置した。
- 従来のマネロン等対策も含めて、これからは F A T F 対応・制度対応だけでなく、利用者が安心してサービスを利用できるよう、金融犯罪被害の防止にも力点を置くことの重要性を皆様方にもご理解いただきたい。
- 金融庁としては、今般の「総合対策」に盛り込まれた「法人口座を含む預貯金口座等の不正利用防止」等の施策も含め、投資詐欺等をはじめ

めとする金融犯罪への対策を関係省庁や業界団体と連携しつつ、スピード感を持って進めてまいりたい。

16. 無登録業者の為替取引に利用されている口座情報の提供について

- 銀行法に基づく銀行業の免許または資金決済法に基づく資金移動業の登録を得ることなく為替取引を業として営むことは禁止されている。
- しかしながら、いわゆるオンラインカジノ等の違法なサイトを運営する事業者への送金について、銀行免許や資金移動業登録を得ていない無登録業者が関与している例が見られるところ。加えて、そのような無登録業者の為替取引には、無登録業者が金融機関に開設した口座が利用されている例が存在。
- こうした状況を踏まえ、金融庁では5月17日付で事務ガイドライン（資金移動業者関係）を改正し、当局において、オンラインカジノへの送金等、悪質な無登録業者の取引に利用されている口座情報を入手した場合、当該口座を開設する金融機関に対して、預金口座の不正利用に関する情報提供を行う旨、明記したところ。
- これを踏まえ、各業界団体には6月28日付で周知文を発出したところであるが、各金融機関において、このような預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づくリスク低減措置等、必要な対応を行っていただきたい。

17. 「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」の公表について

- 3月末のマネロンガイドラインに基づく態勢整備の期限を迎え、今後は FATF 第4次審査での指摘への対応から第5次審査に向けた実効性の向上に視点を移していくことが必要である。
- また、特殊詐欺等の急増とこれらにおける金融サービスの不正利用への対策は目下の最重要課題である。
- このような認識の下で、「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」、通称マネロンレポートの最新版を取りまとめ、6月28日に公表した。

- 3月末の態勢整備期限以降、高度化に向けて有効性検証を各金融機関が実施する際に参考となる取組事例や足下で急増している口座不正利用に対する先進的な取組についても記載しており、各金融機関におかれては、このレポートを参考に、自らの組織のマネロン等対策の強化・高度化に取り組んでいただきたい。

18. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」の公表について

- 令和5年度に発生したシステム障害の傾向・事例をまとめた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を6月26日に公表した。
- 本レポートは、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している。また、ITレジリエンス強化の参考となるよう、ATM停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧などの障害対応の好事例も記載している。
- 加えて、今般のレポートにおいては、「金融機関における脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）の好事例及び課題」及び「オペレーショナル・レジリエンスに係る金融機関との対話等の概要」のコラムも掲載している。
- 各金融機関においては、本レポートを参考に、安定したサービス提供のため、一層のシステムリスク管理の強化に取り組んでいただきたい。

19. 不動産業向け貸出等に係るデータ分析事例の公表について

- 7月2日及び9日に、『FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-（2024.7）』を公表した。本レポートは、金融庁におけるデータ活用の高度化に係る取組の一環として、当庁が実施したデータ分析事例を取りまとめたものである。

（参考）

<https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>

- 今回のレポートでは、共同データプラットフォームで収集した貸出明細データも一部活用し、「地方銀行における不動産業向け貸出及びその債務者区分の動向に関する分析」を含む4本の分析を掲載している（※）。
- 利用可能データの関係上、本レポートの分析は地方銀行が対象となっているが、足元の不動産市況の動向も踏まえ、地方銀行に限らず、

不動産業向け貸出の動向を今後とも注意深くモニタリングしていきたいと考えている。

※ 不動産業向け貸出に係る分析の他、「企業間取引ネットワーク分析」「労働状況の変化を踏まえた人材不足倒産に関する分析」「高速取引行為が市場流動性や市場変動の大きさに与える影響に関する分析」を公表。

- 引き続き、様々な分野において、高粒度データを用いて多面的な実態把握に取り組んでいきたいと考えているところであり、データに根差したモニタリングの高度化を目指していく。

20. NISA に関する一般向け資料集について

- 6月26日、金融庁のNISA特設ウェブサイトにて、NISAに関する一般利用者向けの資料集を公開した。新しくNISAを始めた方に、あるいは市場が変動する中においてもNISAを適切にご活用いただけるよう、制度についてよくご質問をいただく点や、利用する際の留意点、活用事例等について、わかりやすくご紹介している。
- 既にこの場で申し上げているとおり、NISAに関して国民の関心が高まっている今だからこそ、国民が適切に制度を活用いただけるよう、今一度、官民が連携した周知・広報が重要である。
- 各金融機関においても、利用者への制度説明等の際に、ぜひご活用いただきたい。また、内容についても、改善できる点があれば、ぜひご意見をお寄せいただきたい。

(参考) NISA に関する一般向け資料集

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/slide_202406.pdf

21. FATF 勧告 16 (クロスボーダー送金) 改訂案の検討進捗について

- 金融活動作業部会 (FATF) は、新たな決済手段・技術・プレイヤーの登場等による決済市場構造の変化、及び、決済規格の標準化を念頭に、必要なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の遵守及び FATF 基準の技術的中立性を確保しつつ、クロスボーダー送金を、より迅速で、より安価で、透明性の高い、包摂的なものとするため、現在、勧告 16 の改訂作業を進めている。
- 2月末～5月初旬にかけて実施された市中協議に際して、各金融機関から貴重な意見をいただいた。

- 6月26日～28日に開催されたFATF全体会合において、本市中協議の結果も踏まえ、勧告改訂の内容の複雑性及び決済システムへの影響に鑑み、最終化の前に官民の関係者との更なる対話が必要であり、もう少し時間をかけて検討していく旨、合意した。
- 金融庁としては、引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、最終化に向けた議論に貢献して参りたい。

(以 上)